

平成26年9月1日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員長報告
- 日程第 6 議案第52号 上天草市入札監視委員会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第53号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第54号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第55号 上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第56号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第57号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第58号 平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第59号 平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第61号 平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第62号 平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第63号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第64号 平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第65号 平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第66号 平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第67号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第68号 平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少について

- 日程第 2 3 議案第 6 9 号 財産の無償貸付について  
日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 5 年度上天草市歳入歳出決算の認定について  
日程第 2 5 認定第 2 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計決算の認定について  
日程第 2 6 認定第 3 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について  
日程第 2 7 報告第 8 号 平成 2 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 2 8 報告第 9 号 パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について  
日程第 2 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(18名)

議長	堀江 隆臣				
1 番	嶋元 秀司	2 番	切通 英博	3 番	平田 晶子
4 番	何川 雅彦	5 番	田中 辰夫	6 番	宮下 昌子
7 番	西本 輝幸	8 番	高橋 健	9 番	小西 涼司
1 0 番	島田 光久	1 1 番	新宅 靖司	1 2 番	田中 万里
1 3 番	園田 一博	1 4 番	桑原 千知	1 5 番	渡辺 勝也
1 6 番	田中 勝毅	1 7 番	津留 和子		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	藤本 敏明
総務企画部長	静谷 正幸	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	川端 義孝
教育部長	舛本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	市長公室長兼総務課長	村川 和敬
会計管理者	木本 昌亮	水道局長	藤島 幸治
財政課長	坂田 結二		

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長    山 下    正                    局 長 補 佐    原 田   和 久  
参                    事    小 松 野 洋 己

---

開 会      午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成26年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

報道機関より写真撮影の申し出がっておりますので、これを許可しております。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に15番、渡辺勝也君、16番、田中勝毅君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る7月31日及び8月25日に議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成26年第4回上天草市議会定例会に当たり、7月31日と8月25日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日9月1日が開会、提案理由説明、9月5日が議案質疑及び委員会付託、8日、9日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は10日、11日、12日の3日間開催することとし、19日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

この定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

また、今定例会で設置される平成26年決算特別委員会の会期については、10月8日、9日

及び10日の3日間とすることに決定しました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は委員長報告のとおり、19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年4月分から6月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出され、議会事務局に保管してあります。必要な方は御閲覧お願いいたします。

次に、去る8月18日、熊本県庁におきまして、熊本県下14市の市議会議長会から熊本県知事への要望書を提出いたしました。

城南七市市議会議長会の要望といたしまして、海岸漂着物対策において、発生抑制対策と回収処理対策について、財政的支援も含め、実効性のある措置を講ずるよう強く要望してまいりました。

また、14市の市議会議長会の要望といたしまして、乳幼児医療費助成の拡充について、乳幼児・児童への医療費助成の補助対象年齢を少なくとも就学前まで引き上げられることを強く要望してまいりました。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、行政報告。

市長から行政報告の申し出がございました。これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成26年第4回定例市議会の開催に当たり、本年6月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

まず初めに、総務企画部門について報告いたします。

先般の元職員の収賄事件を受け、市といたしましては、まず市民の皆様の行政に対する信頼回復に全力で努めることを最優先に、収賄事件等再発防止検討委員会において協議を重ね、事件の原因と再発防止に向けた取り組みの方向性を示す、収賄事件に関する報告書を取りまとめたところ

ろであります。報告書は7月22日に公表したところですが、再発防止策として、公務員倫理の徹底や条件付一般競争入札の導入拡充、第三者機関の設置などに取り組むことといたしました。条件付一般競争入札につきましては、報告書では平成27年度からの導入としておりましたが、今回の入札監視委員会の設置等、諸般の事情を鑑み、予定価格3,000万円以上の工事にかかわる条件付一般競争入札の導入を前倒して、本年10月から実施することといたします。

続きまして、経済振興部門について御報告いたします。

天草2市1町で組織する天草ジオパーク構想推進協議会により、平成22年から日本ジオパーク認定に向けて取り組んできた結果、8月28日、天草地域を日本ジオパークとして認定されました。今後、広域的な観光素材として、天草の観光振興につながるものと期待しているところでございます。

また、前島地区を官民連携で開発することとしておりますが、開発に先立って、8月1日に藍の村観光株式会社と企業進出協定を締結いたしました。今後、観光産業を中心に雇用機会を創出しつつ、市内全体の産業振興を図り、第2次総合計画に掲げる成果指標である市内総生産100億円増を達成したいと考えているところでございます。

続きまして、健康福祉部門について御報告いたします。

消費税率引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯に与える負担の影響を緩和するための臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、順次、給付の決定と給付を行い、8月までに臨時福祉給付金を1,050名、子育て世帯臨時特例給付金を6,104名に給付したところでございます。

最後に、教育部門について御報告いたします。

7月27日に、松島総合運動公園陸上競技場において、市制10周年記念夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催いたしました。

また、7月31日に、市内小中学校の児童会、生徒会代表による子どもサミットを開催しております。サミットでは、ネット上のトラブルから身を守るための話し合いが行われ、子供たちみずから携帯やスマートフォンの使用ルールを決めております。また、市政や市の将来について意見交換をしたところでございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（堀江 隆臣君）** これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員長報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第5、公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員長報告。

公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会に付託しておりました案件について、委員長から報告を求めます。

特別委員長、津留和子君。

**○コンプライアンス調査特別委員長（津留 和子君）** おはようございます。それでは、コンプライアンス調査特別委員長報告をさせていただきます。

去る7月22日に開催しました本特別委員会におきまして、市執行部から収賄事件に関する調査報告書の提出があり、この報告書に沿って、市における検証、再発防止に向けた改善策についての説明がありました。今回の事件での有罪判決を重く受けとめ、職員の綱紀粛正をさらに徹底するとともに、再発防止の対策を実施し、市政に対する信頼回復を職員一丸となって取り組む決意が報告されました。その内容につきましては、議員各位が拝聴されておりますのでここでは割愛させていただきますが、再発防止に向けて上天草市議会が議決した提言に即したものであると考えております。

公務員倫理の啓発及び徹底、入札契約制度、事務執行の改善など、再発防止に向けた取り組みは、いわば行政のセキュリティ管理であり、法令遵守とシステムの安全性を保つための対策であると言えるでしょう。運用管理は適正に保てないと、そのシステムは脆弱なものとなります。執行部のこれまでの取り組みが磐石なものとなるよう、市議会として引き続き注視してまいります。

4月23日の特別委員会設置以降、委員会4回、小委員会4回を開催し、その調査結果や委員の皆様からの意見をもとに5項目の再発防止対策の提言をまとめ、去る6月23日の本会議におきまして、公共事業発注における行政のコンプライアンスに関する決議を議決するに至りました。今回の市執行部からの報告により、本特別委員会は一定の区切りがついたのではないのでしょうか。

公共事業発注における行政のコンプライアンス調査特別委員会を総括し、組織及び個人のコンプライアンスの徹底、入札契約制度の適正な運用が図られることを強く要望し、委員長報告いたします。

最後に、委員の皆様には、長期にわたり熱心に調査や協議を行っていただき、大変お疲れさまでした。御協力まことにありがとうございました。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** これで委員長報告を終わります。

- 
- |        |           |  |
|--------|-----------|--|
| 日程第 6  | 議案第 5 2 号 | 上天草市入札監視委員会設置条例の制定について                         |
| 日程第 7  | 議案第 5 3 号 | 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8  | 議案第 5 4 号 | 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について         |
| 日程第 9  | 議案第 5 5 号 | 上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について               |
| 日程第 10 | 議案第 5 6 号 | 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基                    |

準を定める条例の制定について

- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 4 号 平成 2 6 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 5 号 平成 2 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 0 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 6 7 号 平成 2 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少について
- 日程第 2 3 議案第 6 9 号 財産の無償貸付について
- 日程第 2 4 認定第 1 号 平成 2 5 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 2 号 平成 2 5 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 3 号 平成 2 5 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 報告第 8 号 平成 2 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 2 8 報告第 9 号 パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 2 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 6、議案第 5 2 号から日程第 2 9、諮問第 2 号までの以上 2 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成26年第4回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御説明いたします。

今定例会には、上天草市入札監視委員会設置条例の制定についてなど条例議案5件、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）など予算議案11件、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少についてなどのその他の議案2件、平成25年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなど決算認定3件、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてなどの報告2件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問1件、合計24件を提出いたしております。

各議案等の詳しい内容につきましては所管部長から説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして、御承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第52号を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第52号、上天草市入札監視委員会設置条例の制定について御説明いたします。

この条例は、上天草市が発注する建設工事に関し、入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争を確保するための第三者機関の設置を行うもので、学識経験等を有する5人以内の委員で組織し、130万円以上の建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等の報告、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等の審議や建設業者からの二次苦情申し立てについての審議等を行います。

議案書4ページ、議案説明資料1ページをお願いいたします。

この条例は、平成26年12月1日から施行するものであります。

上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、入札監視委員会、専門委員等を月額1万3,000円、委員を月額5,000円といたします。

議案説明資料の2ページをお開きください。

上天草市附属機関設置条例の一部改正といたしまして、上天草市入札監視委員会を追加いたしました。

提案の理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を経る必要があります。これが、本件を提案した理由であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第53号から議案第56号までの4件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） 今回提出させていただきました議案第53号から議案第56号までの各条例についての提案理由を御説明させていただく前に、まず、これらの条例制定の背景について御説明をさせていただきます。

国では、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的に、

子ども・子育て関連3法と言われる子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、関係法律の整備法が平成24年8月に成立したところです。この子ども・子育て関連3法の成立によりまして、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度として、幼児期の学校教育・保育の提供等を実施していくことになっております。

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援の仕組みを大きく二つに分け、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業により実施されることになっているところですが、いずれも基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられており、実施主体である市町村は、新制度における施設や事業の設備・運営に関する基準、給付の対象となる施設や事業の運営に関する基準等について、子ども・子育て支援法等関係法令の規定にも従い、条例で定めることとされたところです。

このように、今回の条例につきましては、国における子ども・子育て支援制度の仕組みの変更等に係るものとして、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を円滑に実施するために定めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第53号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。

本条例は、平成27年4月から施行されることになっております子ども・子育て支援新制度の実施のため必要となる条例を、関係法令等の規定に基づき制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育・保育に関する給付制度として、保育所等の利用に給付される施設型給付と小規模保育等の利用に給付される地域型保育給付が創設され、この給付を受けるためには、県が権限を有する保育所等の設置に係る認可とは別に、保育所等が設置されている市町村の確認が必要となります。

本条例で定める基準は、この市町村が行う確認の基準であり、子ども・子育て支援新制度のもとで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでございます。

提出させていただきました上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、国が内閣府令で定めている基準等に沿って、特定教育・保育施設の利用定員に関する基準、運営に関する基準、並びに特例施設型給付に関する基準、特定地域型保育事業者の利用定員に関する基準、運営に関する基準、特例地域型保育給付費に関する基準として必要なものを定めているところであり、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度では、保育所等の特定教育・保育施設の設置者や小規模保育事業等の特定地域型保育事業者は、この条例で定められた運営に関する基準を遵守することが必要であり、特定教育・保育施設

の設置者や特定地域型保育事業者は、この基準等を満たすことで、子ども・子育て支援新制度における施設型給付、または地域型保育給付の支給対象となることの確認を受けることになるものです。

なお、この条例は、趣旨について規定しました第1条から、特定利用地域型保育の基準について規定しました第52条までの本則及び施行期日等を規定した附則からの構成とし、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしております。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案書33ページをお願いいたします。

議案第54号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。

本条例は、平成27年4月から施行されることになっております子ども・子育て支援新制度の実施のため必要となる条例を、関係法令等の規定に基づき制定するものでございます。

子ども・子育て支援新制度では、従来型の認可保育所、利用定員20人以上の枠組みに加えて、小規模保育事業、利用定員6人以上19人以下、家庭的保育事業、利用定員5人以下、事業所内保育事業、自社労働者の子どもに限らず地域の子どもにも開放する、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業の四つに類型した事業が、家庭的保育事業等として新たに市町村認可事業として設けられることになり、市町村は、国が厚生労働省令で定める基準を踏まえて、家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないこととなりました。

この条例で定めている基準につきましては、厚生労働省令で示された基準等に沿って定めるところであり、家庭的保育事業等を利用する乳児及び幼児が、明るくて健康的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することに、心身ともに健やかに育成されることを保障するために定めるものであり、家庭的保育事業等を行う者はこの条例で定める基準を遵守しなければならないことが児童福祉法第34条の16第3項に規定されているところでございます。

なお、この条例は、趣旨について規定しました第1条から、準用について規定しました第48条までの本則及び施行期日等を規定した附則からの構成とし、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとしております。

提案の理由といたしましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書 53 ページをお願いいたします。

議案第 55 号、上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。

本条例は、平成 27 年 4 月から施行されることになっております子ども・子育て支援新制度の実施のため必要となる条例を、関係法令等の規定に基づき制定するものでございます。

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性の認定を行った上で、子ども・子育て支援給付となります施設型給付等の給付を支給する仕組みとなっておりますので、本条例により、その客観的基準に当たる部分等を規定するものでございます。

第 3 条で定めている保育の必要性の認定基準につきましては、国が内閣府令で示している基準に基づき定めているところであり、第 1 号に規定する保護者の就労による場合では、本市での保育の受け入れ体制が十分であること、そして、これまでと同様に本市での保育をより利用しやすい環境とするため、1 月当たりの就労時間を、国が示している就労時間の下限である 48 時間としているところでございます。

なお、この条例は、趣旨について規定しました第 1 条から、委任について規定しました第 4 条までの本則及び施行期日等について規定した附則からの構成とし、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしております。

提案の理由といたしましては、子ども・子育て支援法第 20 条の規定に基づく保育給付の支給認定に関し、保育の必要性の認定基準を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

最後に、議案書 55 ページをお願いいたします。

議案第 56 号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明をいたします。

本条例は、平成 27 年 4 月から施行されることになっております子ども・子育て支援新制度の実施のため必要となる条例を、関係法令等の規定に基づき制定するものでございます。

この条例で定めている基準につきましては、厚生労働省令で示されている基準等に沿って定めているところであり、市町村の監督に属する放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブを利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するために定めるものでございます。放課後児童健全育成事業を行う者は、この条例で定められた基準を遵守しなければならないことが児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 3 項に規定されているところです。

なお、この条例は、趣旨について規定しました第 1 条から、事故発生時の対応について規定しました第 21 条までの本則及び施行期日等を規定した附則からの構成とし、子ども・子育て支援

法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

提案の理由といたしましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第57号を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書の63ページをお願いいたします。

議案第57号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

皆様のお手元のほうに説明文を配付しておりますので、読み上げて説明させていただきます。

なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入では、主に平成25年度決算剰余金、平成25年度国の緊急経済対策により交付されるがんばる地域交付金、歳出では、主に旧松島庁舎及び保健センターの解体工事などがございます。歳入歳出予算それぞれ11億5,964万5,000円を追加し、予算の総額を183億8,765万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて説明いたします。予算書11ページをお開きください。

25款地方消費税交付金10項地方消費税交付金を、普通交付税額の確定に伴い、地方消費税交付金の歳入見込み額を見直したことにより、1億3,460万円の減額をしております。

45款地方交付税10項地方交付税を、普通交付税額確定に伴い、9,960万9,000円を増額しています。

55款分担金及び負担金10項分担金を269万4,000円増額しています。主な内容といたしましては、20目災害復旧費分担金として235万5,000円の増額です。

65款国庫支出金10項国庫負担金を、公共土木施設災害復旧費負担金として907万1,000円を増額しています。

65款国庫支出金15項国庫補助金を1億240万1,000円増額しています。内訳といたしまして、10目総務費国庫補助金9,168万2,000円の増額は、平成25年度国の緊急経済対策に伴うがんばる地域交付金の計上です。

15目民生費国庫補助金1,871万9,000円の増額は、保育士処遇改善等に係る保育緊急確保事業費補助金、介護予防拠点施設整備に係る地域介護・福祉空間整備補助金などの計上です。

30目土木費国庫補助金は、道整備交付金200万円の増額です。

40目教育費国庫補助金1,000万円の減額は、過疎地域等自立活性化推進交付金の不採択によるものであります。

続きまして、70款県支出金10項県負担金は、農林水産施設災害復旧費負担金として1,186万

5,000円を増額しています。

70款県支出金15項県補助金は、2,397万6,000円の増額です。主な内訳といたしまして、15目民生費県補助金884万9,000円の増額は、保育緊急確保事業費補助金などの計上です。

25目農林水産業費県補助金194万7,000円の増額は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金、日本型直接支払推進補助金などの計上です。

30目商工費県補助金1,178万3,000円の増額は、地域づくり夢チャレンジ推進補助金などの計上です。

50目災害復旧費県補助金100万円は、農林水産施設災害復旧費県補助金の計上です。

続きまして、85款繰入金10項特別会計繰入金1,464万9,000円は、介護保険特別会計の平成25年度決算剰余金の精算に係る計上です。

85款繰入金15項基金繰入金419万8,000円の増額は、ふるさと応援基金からの繰入金370万円などの計上であります。

90款繰越金10項繰越金10億8,839万2,000円の増額は、平成25年度決算に基づく計上です。

95款諸収入35項雑入1,229万4,000円の増額は、湯島地区再生可能エネルギー導入計画策定に係る財団法人からの助成金、上天草市農林水産物ブランド推進業務委託料の返還金などの計上です。

99款市債10項市債7,490万4,000円の減額は、当初予算に計上されました事業を、国の緊急経済対策により25年度に前倒したことによる減額計上、災害復旧事業並びに各種事業の追加計上などによるものであります。

続きまして、17ページからの歳出予算の主な内容について説明いたします。

歳出予算のうち、今年度当初の人事異動に伴って計上されました給与関係については説明を省略させていただきます。

まず、予算書22ページをお開きください。

15款総務費10項総務管理費は、1億315万7,000円の増額です。主な内訳といたしまして、戻っていただきまして19ページをお開きください。

25目会計管理費306万2,000円の増額は、臨時職員等の賃金などの計上です。

30目財産管理費9,402万2,000円の増額は、旧松島庁舎等解体工事5,000万円、旧保健センター等の解体工事3,000万円などの計上です。

21ページをお開きください。

45目企画費819万2,000円の増額は、宮津地区総合開発計画策定支援業務委託料などの計上です。

次に28ページをお願いいたします。

20款民生費10項社会福祉費3,610万3,000円の増額は、主な内訳といたしまして、戻っていただきまして26ページをお開きください。

10目社会福祉総務費2,707万6,000円の増額は、自立支援医療給付、障害者自立支援介護給付

費などに係る国・県負担金の過年度分返還金などの計上です。

15目社会福祉施設費204万8,000円の増額は、大矢野老人福祉センターキュービクルについて、修繕費から工事請負費への組み替えによる計上であります。

25目老人福祉費681万3,000円の増額は、介護予防拠点施設整備事業交付金などの計上です。

30ページをお開きください。

20款民生費15項児童福祉費は、3,712万4,000円の増額です。主な内訳といたしまして、29ページにお戻りください。

10目児童福祉総務費2,279万2,000円の増額は、保育所運営費、放課後児童健全育成事業などに係る国・県支出金の過年度分の返還金などの計上です。

15目児童措置費1,398万1,000円の増額は、保育士嘱託職員報酬、認可保育園交付金などの計上です。

20款民生費20項生活保護費146万円の増額は、過年度分の生活保護費の国庫への返還金の計上です。

33ページをお開きください。

25款衛生費10項保健衛生費は、4,589万7,000円の増額です。主な内訳といたしまして、32ページをお開きください。

20目予防費1,634万4,000円の増額は、予防接種に係る負担金、補助金などの計上です。

30目環境衛生費1,797万1,000円の増額は、湯島地区再生可能エネルギー導入事業業務委託、谷地区保健衛生施設整備工事などの計上であります。

36ページをお開きください。

35款農林水産業費10項農業費は、2,248万4,000円の増額となっております。内訳といたしまして、戻っていただきまして35ページをお願いいたします。

20目農業振興費の93万6,000円の増額は、神奈川県相模原市における「熊本マルシェ美味かモン」出店事業委託料などの計上です。

30目農地費の2,442万6,000円の増額は、上広崎地区排水路整備工事請負費、大矢野北部地区広域農道県工事負担金などの計上です。

38ページをお開きください。

35款農林水産業費20項水産業費は、309万1,000円の増額です。内訳といたしまして、37ページをお願いいたします。

15目水産振興費183万1,000円の減額は、水産基盤整備交付金事業の減額などの計上です。

20目漁港管理費80万円の増額は、浮体式係船岸に係る修繕費の計上です。

25目漁港建設費455万円の増額は、大道漁港葛崎護岸整備工事測量設計委託料などの計上です。

41ページをお開きください。

40款商工費10項商工費、2,520万9,000円の増額です。主な内訳といたしまして、39ページ

ジをお願いいたします。

1 5 目商工振興費668万円の増額は、前島地区交差点整備設計委託料、前島地区駐車場整備工事などの計上です。

2 0 目観光費909万6,000円は、イベントに係る広告料、天草観海アルプスファンづくり推進事業委託料、セスナ遊覧飛行業務委託料、メモリアルホール繰出金などの計上です。

4 4 ページをお開きください。

4 5 款土木費 1 5 項道路橋りょう費は、8,745万円の増額です。主な内訳といたしまして、4 3 ページをお開きください。

1 0 目道路維持費2,605万円の増額は、交通安全施設、市道環状西 2 号線の床版工などの計上です。

1 5 目道路新設改良費3,630万円の増額は、蔵々下山線道路改良委託料、環状西 2 号線の社会资本整備交付金事業、大鷲浦 1 号線道路改良工事などの計上です。

2 5 目道路舗装費2,510万円の増額は、市内 8 カ所の舗装工事の計上です。

4 5 款土木費 2 5 項港湾費は、1,580万円の増額です。主な内訳といたしまして、1 0 目港湾管理費250万円の増額は、樋門に係る施設補修工事などの計上であります。

1 5 目港湾建設費930万円の増額は、大道港のしゅんせつ工事、不要になった浮き栈橋の取り壊し工事などの計上です。

2 0 目海岸保全費400万円の増額は、波返し工事の計上です。

4 5 款土木費 3 0 項都市計画費1,087万9,000円の増額は、景観計画策定業務委託料などの計上です。

4 5 款土木費 3 5 項住宅費826万5,000円の増額は、市営住宅改修工事の計上です。

5 0 款消防費 1 0 項消防費は、1億5,868万5,000円の減額です。内訳といたしまして、1 0 目常備消防費1億6,307万5,000円の減額は、天草広域消防本部が実施している消防無線デジタル化事業を平成 2 5 年度へ前倒ししたことに伴う負担金の減額及び消防車両購入に係る負担金の増額の計上であります。

1 5 目非常備消防費439万円は、消防団退団者功労金の計上であります。

4 9 ページをお開きください。

5 5 款教育費 1 5 項小学校費347万9,000円の増額は、維和小学校の雨漏り調査委託料、登立小学校の本棚及び図書を購入費などの計上であります。

5 5 款教育費 2 0 項中学校費140万9,000円の減額は、姫戸中学校コンクリート腐食調査委託料などの増額計上と大矢野中学校旧体育館跡地整備工事などの減額計上であります。

5 5 款教育費 2 5 項社会教育費は、1,934万6,000円の減額です。主な内訳といたしまして、2 5 目文化振興費1,028万4,000円の減額は、伝統文化活性化補助業務委託料が不採択になったことによるものであります。

6 0 款災害復旧費 1 0 項農林水産施設災害復旧費は、2,730万円の増額です。主な内訳といた

しまして、10目単独災害復旧費480万円、15目農業用施設等災害復旧費2,100万円、25目治山施設災害復旧費150万円をそれぞれ計上です。

60款災害復旧費15項公共土木施設災害復旧費1,775万円の増額は、市道瀬高江後線ほか4件の計上です。

60款災害復旧費30項その他公共施設等災害復旧費322万円の増額は、古野地区法定外道路ほか4件の計上であります。

70款諸支出金20項基金費は、前年度繰越金を活用した8億円の増額です。主な内訳といたしまして、10目財政調整基金費1億円、15目減債基金費6億円、125目図書館建設基金費1億円にそれぞれ計上です。

75款予備費10項予備費を1億1,376万8,000円増額しております。

以上が補正予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第58号から議案第60号までの3件を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（野崎 秀満君）** それでは、議案書の64ページをお願いいたします。

議案第58号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の55ページをお願いします。

議案第58号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ3億2,052万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億9,159万2,000円とするものでございます。

歳入歳出については、57ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、60款繰越金3億2,052万2,000円の増額は、平成25年度繰越額の確定により補正するものでございます。

次に、歳出といたしまして、50款諸支出金3,574万9,000円の増額は、平成25年度退職者医療療養給付費交付金の額が確定したことに伴う超過交付分の返納金として増額補正するものです。

55款予備費2億8,477万3,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の65ページをお願いします。

議案第59号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の60ページをお願いいたします。

議案第59号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,743万2,000円とするものでございます。

歳入歳出につきましては、62ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、30款繰越金195万円の増額は、平成25年度繰越額の確定により補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10款総務費47万3,000円の増額は、湯島へき地診療所の雨漏りによる屋根防水補修を行うための45万円と、平成25年度熊本県へき地診療所運営費補助金の超過交付分の返納金として2万3,000円を増額補正するものでございます。

20款予備費147万7,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

最後に、議案書の66ページをお願いいたします。

議案第60号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の64ページをお願いいたします。

議案第60号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億374万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,405万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成25年度繰越額の確定により、繰越金及び平成25年度介護給付費確定に伴う国庫支出金等の過年度精算交付金と精算返還金の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、介護66ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、25款支払基金交付金204万9,000円の増額は、平成25年度介護給付費確定による精算交付金により補正するものでございます。

50款繰越金1億169万8,000円の増額は、平成25年度の繰越額の確定により補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10款総務費17万円の増額は、地域包括支援センター運営事業費に係る給付管理用パソコンの購入費用を補正するものでございます。

35款諸支出金3,772万4,000円の増額は、償還金及び還付加算金2,307万5,000円の増額と繰出金1,464万9,000円の増額によるもので、平成25年度介護給付費及び地域支援事業費等の確定に

より、国庫・県費及び支払い基金への精算返還金と一般会計への繰出金を補正するものでございます。

50款予備費6,585万3,000円の増額は、歳入歳出予算総額の調整によるものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第61号を市民生活部長。

**○市民生活部長（緒方 雅文君）** おはようございます。

議案第61号について御説明いたします。

議案書の67ページをお開きください。

議案第61号、平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の70ページをお開きください。

平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるものとし、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,002万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正は、前年度繰越金の発生に伴い、基金積立金の計上及び予備費の増額を行うものでございます。

72ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

歳入、25款繰越金500万円の計上額は、前年度繰越金です。

歳出、20款基金積立金に300万円を計上し、30款予備費の総額を50万円から200万円増額し、250万円とするものです。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議方、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第62号を経済振興部長。

**○経済振興部長（川端 義孝君）** おはようございます。よろしく願います。

議案第62号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）、議案書68ページについて説明させていただきます。

平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第3号）の74ページをお願いしたいと思います。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,444万円とするものでございます。

次に、76ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

歳入、20款繰越金76万円は、前年度繰越金でございます。

同じく、35款繰入金182万7,000円は、一般会計より繰入金として計上いたしております。

歳出は、10款総務費に運営委員会委員の報酬9万円を、また、運営委員会委員の費用弁償3万1,000円を、それと3Dプロジェクター購入の備品購入費246万6,000円を計上いたしております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出するものでございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第63号及び議案第64号を建設部長。

**○建設部長（澤村 弘史君）** おはようございます。

議案書の69ページをお開きください。

議案第63号について御説明いたします。

平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の78ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,383万1,000円と定めるものでございます。

81ページをお願いいたします。

35款繰越金、前年度繰越金として807万4,000円を計上するものでございます。

45款県支出金15項10目公共下水道県補助金は、生活排水適正処理重点推進事業補助金200万円を計上するものでございます。

歳出の補正につきましては、10款公共下水道費15項10目下水道総務管理費は、公営企業会計移行業務委託料を31万1,000円減額、生活排水適正処理重点推進事業補助金として400万円を増額し、9,018万6,000円にするものでございます。

25款予備費につきましては、歳入歳出予算の総額の調整を行うために638万5,000円を増額し、788万5,000円にするものでございます。

続きまして、議案第64号について御説明いたします。

議案書70ページをお開きください。

平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の82ページをお願いいたします。

平成26年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正第

1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ前年度繰越金18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを1,063万3,000円とするものでございます。

85ページをお願いします。

歳入の補正につきましては、10款使用料及び手数料10項10目物揚場使用料8万9,000円を増額し、361万3,000円にするものでございます。

25款繰越金につきましては、前年度繰越金の10万円を計上したものでございます。

歳出につきましては、20款予備費に18万9,000円を計上し、歳入歳出予算の総額の調整を行うものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第65号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（野崎 秀満君）** それでは、議案書の71ページをお願いいたします。

議案第65号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の86ページをお願いいたします。

議案第65号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ239万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7,370万9,000円とするものでございます。

歳入歳出について、88ページからの事項別明細書により御説明申し上げます。

まず、歳入といたしましては、30款繰越金239万4,000円の増額は、平成25年度繰越額の確定により補正するものでございます。

次に、歳出といたしまして、30款予備費239万4,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時09分

**○議長（堀江 隆臣君）** 休憩前に引き続いて再開いたします。

議案第66号を水道局長。

**○水道局長（藤島 幸治君）** おはようございます。

議案書の72ページをごらんいただきたいと思います。

議案第66号、平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条、平成26年度上天草市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところでございます。

第2条、平成26年度上天草市水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、収入及び支出予算に256万3,000円を増額し、それぞれの予算額を9億4,912万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

収入では、1款水道事業収益2項営業外収益6目長期前受金戻入を4万6,000円を増額、これは国庫補助金等の償却に伴う戻入金でございます。

次に、3項特別利益1目固定資産売却益について、251万7,000円を増額です。これは、熊本県の道路整備事業に伴う大矢野町北部第4水源の固定資産売却によるものです。

続きまして、支出でございます。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の動力費を98万5,000円増額、これは水道施設で使用する電気料金値上げに伴う増額です。受水費631万4,000円を増額、これは宇城水道企業団からの浄水について、消費税率の改正に伴う3%分の増額でございます。

続きまして、2目配水及び給水費の581万8,000円を増額、これは給料、手当、法定福利について、4月の人事異動による増額でございます。

動力費164万円の増額は、排水施設の電気料金値上げに伴う増額です。

4目総係費243万2,000円は、4月の人事異動による増額でございます。

5目簡易水道費は、動力費31万円を水道施設の電気代として増額しております。

7目資産消耗費は、固定資産除却費で2,510万7,000円の減額、4項予備費1目予備費の1,181万1,000円の増は、予算調整によるものでございます。

補正予算書1ページに戻りまして、第3条、資本的収入及び支出でございます。

平成26年度上天草市水道事業会計予算の第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,732万9,000円は、過年度損益勘定留保資金3億2,897万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額835万1,000円で補填するものとする、に改めまして、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

詳細について、予算書の9ページにより説明させていただきます。

資本的収入は、1款資本的収入6項固定資産売却代金を県工事に伴う大矢野町第4水源の機械装置の売却代金18万円を増額しまして、7,018万円とする補正でございます。

続きまして、支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費1目建設改良費47万3,000円の減額は、4月の人事異動による

人件費の減額でございます。

2目営業設備費の300万円の増額、これは配水池に設置する電磁流量計購入費の増額でございます。

次に、2項企業債償還金の243万6,000円の増額は、企業債の額が確定したことによる元金償還額の増額でございます。

資本的支出予算額は、各項予算を合計した496万3,000円を増額し、総額4億750万9,000円となる補正でございます。補正予算書には、附属書類、参考書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上が平成26年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第67号及び議案第68号を病院事務部長。

**○上天草総合病院事務部長（松本 精史君）** 議案書の73ページをお願いいたします。

議案第67号について、御説明いたします。

平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ102万4,000円ずつ増額いたしまして、病院事業収益合計を37億9,692万円、病院事業費用合計を50億7,470万5,000円に補正するものでございます。

詳細につきましては、12ページの予算説明書で御説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款病院事業収益第2項医業外収益第2目補助金第2節補助金の長寿社会づくりソフト事業、これは医師の研修費用に関する補助金でございますけれども、これの内示調整額として100万8,000円を減額いたしまして799万5,000円。

第7項介護老人保健施設事業収益、施設事業外収益、第1目補助金第1節国（県）補助金で、龍ヶ岳地区水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業実施分として203万2,000円を増額し、204万2,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用第4項看護学校費用第2目経費第15節賃借料を、看護学生寮として利用するための民間アパートの賃借分といたしまして167万円増額、第16節委託料を旧大道小学校の仮校舎分の警備システム料21万6,000円を増額いたしまして、経費合計を2,443万1,000円とす

るものでございます。

第6項訪問看護ステーション費用第1目給与費第3節報酬を、看護師1名の異動によりまして60万6,000円増額し、給与費合計を2,253万1,000円とするものでございます。

第7項介護老人保健施設費用第1目給与費第3節報酬を、補助事業に係る介護職員2名分の人件費92万円を増額、同じく4節法定福利費を12万3,000円増額いたしまして、給与費合計2億215万7,000円とするものでございます。

第2目経費を、先ほどの収入のほうで御説明いたしました水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業に係る費用として129万円増額いたしまして、経費合計で3,454万2,000円とするものでございます。

第10項教良木診療所事業費用第1目給与費第3節報酬を看護師異動によりまして60万6,000円減額し、給与費合計1,399万9,000円とするものでございます。

第11項予備費第1目予備費第1節予備費を予算調整額といたしまして319万5,000円減額し、予備費合計を911万9,000円とするものでございます。

補正予算書2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の第3条でございまして。平成26年度上天草市立上天草総合病院予算の第4条、本文括弧書きを、資本的収入額及び資本的支出額に対し不足する額1億9,851万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,262万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億1,588万7,000円で補てんするものとする、に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入第1項企業債を2億2,610万円増額いたしまして10億7,090万円に、第2項補助金をへき地医療拠点病院設備整備事業費補助金事業の不採択によりまして5,250万円減額し、262万5,000円となりまして、資本的収入で1億7,360万円増額の、合計で12億3,986万2,000円となる補正でございまして。

次に、支出でございまして。

第1款資本的支出第1項建設改良費第2目看護学校整備費を、建築資材、労務単価上昇に伴いまして1億6,099万3,000円増額し、資本的支出合計が14億3,837万2,000円となります補正でございまして。

第4条では、予算第5条に定めまして継続費の総額及び年割額を次のとおり改めるものでございます。

第1款資本的支出第1項建設改良費の看護専門学校建替事業の総額を当初予算14億円から17億6,459万3,000円に改めまして、平成26年度分年割額を7億9,000万円から9億5,099万3,000円、平成27年度分年割額を6億1,000万円から8億1,360万円に改めまして、合わせました総額が3億6,459万3,000円増加になります。

第5条、予算第6条に定めまして起債の限度額を、8億4,480万円から10億7,090万円へ改めるものでございます。

第6条では、予算第9条で定めました議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費の定めでございます。内容は、先ほど御説明いたしました補助事業の件費分104万3,000円を増額し、給与費総額23億2,052万3,000円に改めるものでございます。

補正予算書に、補正に伴います附属書類、参考書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

議案書に戻りまして、提案理由でございますが、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第67号についての説明を終わります。

続きまして、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の減少について御説明いたします。

議案書74ページをごらんいただきますようお願いいたします。

議案第68号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計自己資本金の額の減少について御説明いたします。

議案説明資料3ページをごらんいただきますようお願いいたします。

平成26年度からの地方公営企業法の会計規則変更にあわせまして、平成25年度末現在の未処理欠損金14億5,490万2,044円を資本金の中の自己資本金と相殺処分いたしまして、処理後残高を17億2,391万600円とするものでございます。

議案書に戻りまして、提案理由でございますが、地方公営企業の資本金の額を減少するには、地方公営企業法第32条第4項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

よろしく御審議お願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第69号を経済振興部長。

**○経済振興部長（川端 義孝君）** おはようございます。

議案第69号、財産の無償貸付について。

議案書75ページについて説明させていただきます。

説明資料といたしまして、市長提出議案説明資料の4ページに位置図を掲載しております。

貸付財産の詳細は、議案説明書に記載のとおり、土地、住所、上天草市松島町合津字北前島6215番16、面積4,115.94平方メートルのうち3,899.53平方メートルとなっております。貸し付けの相手方ですけれども、住所、上天草市大矢野町登立910番地、藍の村観光株式会社代表取締役藤川護章となっております。貸付理由及び期間につきましては、藍の村観光株式会社の事業が上天草市第2次総合計画のまちづくり戦略に合致すると認められ、かつ、新たな施設を市と協働で一体的に整備するために、藍の村観光株式会社に対する財産貸付を10年間無償とするものでございます。

提案理由といたしましては、財産を無償で貸し付けるには、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提出させていただいているもの

でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、認定第1号を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書76ページをお願いいたします。

認定第1号、平成25年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、別冊、平成25年度会計別の決算書を配付しておりますので、その中の歳入決算額と歳出決算額、差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支という欄を読み上げて説明とさせていただきます。

最初に一般会計であります。

240ページをお願いいたします。

歳入総額192億8,719万4,068円、歳出総額179億4,739万2,577円、差引額13億3,980万1,491円、翌年度へ繰り越すべき財源2億3,140万9,384円、実質収支額は11億839万2,107円になります。

次に、国民健康保険特別会計です。

276ページをごらんください。

歳入総額52億677万6,668円、歳出総額47億8,940万3,822円、差引額4億1,737万2,846円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は4億1,737万2,846円となります。

続きまして、診療所特別会計です。

292ページをごらんください。

歳入総額7,013万9,669円、歳出総額6,818万9,488円、差引額195万181円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は195万181円になります。

次に、介護保険特別会計です。

324ページをごらんください。

歳入総額34億2,918万5,933円、歳出総額33億2,748万8,242円、差引額1億169万7,691円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は1億169万7,691円になります。

次に、斎場特別会計であります。

338ページをごらんください。

歳入総額2,062万3,967円、歳出総額1,562万3,196円、差引額500万771円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は500万771円になります。

次に、天草四郎メモリアルホール特別会計であります。

354ページをお願いいたします。

歳入総額2,587万8,801円、歳出総額2,511万8,605円、差引額76万196円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は76万196円になります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。

372ページをお願いいたします。

歳入総額3億4,242万1,970円、歳出総額3億3,415万9,422円、差引額826万2,548円、翌年度へ繰り越すべき財源は18万8,200円、実質収支額は807万4,348円になります。

次に、物揚場造成事業特別会計です。

384ページをお願いいたします。

歳入総額1,304万8,834円、歳出総額1,294万8,830円、差引額10万4円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は10万4円になります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

400ページをお願いいたします。

歳入総額3億6,357万7,972円、歳出総額3億6,118万3,205円、差引額239万4,767円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額は239万4,767円になります。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、認定第2号を水道局長。

**○水道局長（藤島 幸治君）** 認定第2号について御説明いたします。

議案書の77ページをお願いいたします。

認定第2号、平成25年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の、水道事業会計決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額9億572万9,000円に対しまして、決算額8億8,641万3,389円となり、1,931万5,611円の減額となりました。内訳につきましては、9ページに掲載してありますので、後ほどごらんください。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額9億572万9,000円に対しまして決算額8億6,772万3,231円となり、不用額は3,800万5,769円でございます。内訳につきましては、10ページから14ページまでに記載しております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

第1款資本的収入は、予算額8,000万円に対しまして決算額4,959万2,100円となり、3,040万7,900円の減額となりました。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額4億5,185万6,000円に対しまして決算額3億6,602万6,016円となり、不用額は8,122万9,984円となりました。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1,643万3,916円は、過年度分損益勘定留

保資金3億1,217万5,890円及び当年度分消費税資本的収支調整額425万8,026円で補填しております。内訳については、15、16ページをごらんください。

22ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。

給水状況では、給水人口が前年に比べ657人の減少で、2万6,435人となりました。また、利用者の皆様の使用された年間給水量は245万851トンで、前年度に比べて2,828トン、約0.1%の減少となりました。

財政状況では、営業収益と営業外収益の合計の税抜き8億4,868万4,972円から、営業費用及び営業外費用に特別損失を加えた支出合計8億3,397万1,443円を差し引いた1,471万3,529円が当年度純利益となり、前年度繰越欠損金175万9,427円と合わせて、1,295万4,102円が当年度未処分利益剰余金となりました。

建設改良工事では、北部農道整備に伴う送・配水管布設工事を初めとして、全部で30件、8,148万8,125円を実施しております。

続きまして、決算書の4ページをお願いいたします。

平成25年度上天草市水道事業剰余金計算書案について説明いたします。

平成25年度につきましては、当年度利益剰余金1,471万3,529円から繰越欠損金175万9,427円を差し引きまして、当年度未処分利益剰余金が1,295万4,102円になります。剰余金につきましては、決算の認定を受けた後、5ページに記載しております平成25年度上天草市水道事業剰余金処分計算書(案)のとおり、繰越利益剰余金として計上いたします。

以上、認定第2号についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いたします。

**○議長(堀江 隆臣君)** 次に、認定第3号を病院事務部長。

**○上天草総合病院事務部長(松本 精史君)** 認定第3号について御説明いたします。

議案書78ページをお願いいたします。

認定第3号、平成25年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてでございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

最初に収入です。

第1款病院事業収益、予算額合計36億9,151万5,000円に対しまして、決算額35億501万7,429円でありました。予算に比べ、決算の増減はマイナス1億8,649万7,571円。うち消費税及び地方消費税額は767万3,800円となっております。

決算額の内訳は、第1項から第10項までは掲載しておりますとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款病院事業費用、予算額合計36億9,151万5,000円に対しまして決算額34億571万9,766円でありまして、不用額2億8,579万5,234円となっております。

費用の決算額内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入、予算額合計5億8,485万4,000円に対しまして決算額5億7,482万4,033円。予算に比べまして、決算の増減はマイナス1,002万9,967円となっております。

収入の決算額の内訳といたしまして、第1項企業債2億6,360万円、第2項補助金1億8,033万9,033円、第3項出資金1億3,088万5,000円、第4項固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、第1款資本的支出、予算額合計7億3,845万9,000円に対しまして決算額7億3,728万7,255円、予算に比べまして不用額117万1,745円。支払い消費税及び地方消費税総額が2,170万4,625円となっております。

支出の決算額の内訳でございます。

第1項建設改良費4億5,574万959円、第2項企業債償還金2億7,578万6,296円、第3項投資576万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,246万3,222円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,170万4,625円、過年度損益勘定留保資金8,168万8,447円、当年度損益勘定留保資金5,907万150円で補填しております。

15ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。本文の7行目から説明させていただきます。

入院、外来患者数全体では延べ18万5,754人で、前年度と比較して6,460人、3.4%の減少となり、総収入では、税抜きでは34億9,734万3,629円で、前年度と比較して2,303万9,473円、0.7%の減となりまして、総費用、税抜きでは34億2,768万3,791円で、前年度と比較して170万809円、0.1%の減となりました。

この結果、平成25年度は6,965万9,838円の純利益となりました。

資本的収支につきましては、資本的収入が5億7,482万4,033円に対し、資本的支出7億3,728万7,255円で1億6,246万3,222円の不足となりましたが、これにつきましても、過年度損益留保資金等で補填いたしました。

以降、詳細につきましては、貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、ページを戻りまして14ページをお願いいたします。

平成25年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書(案)でございます。

これまでの未処理欠損金が14億5,490万2,044円となります。前年度より、純利益分6,965万9,838円減少となっておりますが、議案第68号でお願いしております資本金との相殺による資

本金の減少で、欠損金処理計算書案を掲載しておりますとおりに計画しているところでございます。

以上、認定第3号について、説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第8号を総務企画部長。

**○総務企画部長（静谷 正幸君）** 議案書79ページをお願いいたします。

報告第8号、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告いたします。

まず、健全化判断比率です。

資金繰りの程度を示す実質公債費比率は、前年度と同率の13.0%、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、前年度から改善し29.7%でありました。

財政運営の悪化の度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す連結実質赤字比率は、赤字がないため該当なしでございます。

次に、地方公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率ですが、全ての公営企業において資金不足の状況ではなかったため、該当なしでございます。

以上、報告であります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、報告第9号を経済振興部長。

**○経済振興部長（川端 義孝君）** よろしくをお願いいたします。

報告第9号、パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書80ページをお願いします。

パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。そのため、上天草市が約7割を出資しておりますパライゾ上天草株式会社の平成25年度決算に関する書類及び平成26年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、諮問第2号を総務企画部長。

**○総務企画部長（静谷 正幸君）** 議案書81ページをお願いいたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものであります。

氏名、塩田克也。

住所、上天草市大矢野町中 7 6 3 0 番地 1。

生年月日、昭和 3 1 年 7 月 1 1 日。

塩田氏は、昭和 6 2 年から私立慈愛保育園の園長として、地域の幼児教育の発展に尽力されております。平成 2 3 年 4 月から平成 2 5 年 3 月までの 2 年間は、上天草市社会教育委員を務められました。また、平成 2 4 年 1 月からは人権擁護委員として活躍されております。

広く社会の実情に通じておられ、人格、識見とも高く、適任ということで推薦させていただいております。

提案理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要がございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりましたけれども、ちょっと一言申し上げたいと思います。説明について、非常にわかりにくい説明が多々ありました。特に、議案第 5 3 号から議案第 5 6 号については、私もずっと聞いていましたけれども、何の説明なのかさっぱりわかりませんでした。答弁書は部長さんがつくられるわけではなくて、担当あるいは担当課と協議の上つくられると思うんですが、あの説明だったら担当者さえも理解していないのではないかというぐらいの内容でございました。もう少し、説明については工夫の余地があると思いますので、各課で検討いただきたいと思います。

そして、この議案第 5 3 号から議案第 5 6 号については、制度改正のポイントやその背景など、結果として何がどう変わるかの説明資料を、あさってが議案質疑の通告期限となりますので、あした中に議員さんに配付をお願いしたいと思います。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

あす 2 日から 4 日までは議案研究のため休会し、次の本会議は 5 日の午前 1 0 時から質疑、委員会付託となっております。

一般質問される方は本日の午後 4 時までには通告書の提出をお願いいたします。

質疑をされる方は 3 日の午後 3 時までには通告書の提出をお願いいたします。

1 0 分間休憩の後に、一般質問の順番決めと全員協議会を行います。第 2 委員会室へお集まりください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 1 1 時 5 2 分